

政 委 第 39 号  
平成 27 年 1 月 9 日

経 済 産 業 大 臣  
宮 沢 洋 一 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人日本貿易振興機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

また、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣は、当委員会の意見を聴いた上で新中期目標及び新中長期目標を策定することとされておりますので、最終的な見直し内容とともに、新中期目標及び新中長期目標案の提出をお願いいたします。



独立行政法人産業技術総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に  
関する勧告の方向性

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

**第1 事務及び事業の見直し**

1 従来の「橋渡し」機能の実績等の検証及び次期中長期目標における「橋渡し」機能を踏まえた評価軸の整備

「日本再興戦略」改訂2014 - 未来への挑戦 -」（平成26年6月24日閣議決定。以下、「日本再興戦略」という。）において、本法人は、「橋渡し」<sup>(注1)</sup>機能の強化<sup>(注2)</sup>に先行的に取り組み、これら先行的な取組について、適切に進捗状況の把握・評価を行い、その結果を受け、「橋渡し」機能を担うべき他の研究開発法人に対し、対象分野や各機関等の業務の特性等を踏まえ展開するとされている。

一方、現中期目標期間（平成22年度から26年度まで）において本法人では、持続可能な社会の実現を目指し、基礎研究から実用化研究まで一体かつ連続的に取り組む「本格研究」を実施してきている。具体的には、イノベーションの継続的な創出による産業競争力強化のため、「有望シーズを生み出す」、「筋の良い技術に育てる」、「市場への出口をつくる」のステージを設定し、国の政策目標を実現するための課題解決に取り組んでいる。

しかしながら、従来からの「橋渡し」の取組に関しては、代表的な研究開発成果は広報されているものの、本格研究のうち事業化された実績については網羅的に明らかとされておらず、市場への出口をつくる成果については特段の分析・検証がされていない。

このため、新たな「橋渡し」機能の強化に当たっては、これまでの研究実施体制や成果の普及について分析・検証した上で、企業が事業化に向けて必要とする研究を本法人

が担うことが重要である。

したがって、次期中長期目標において、新たな「橋渡し」研究の評価に当たっては、研究段階、研究特性等を踏まえて適切な評価軸を検討・設定し、さらに、大企業と中堅・中小企業の件数の比率を考慮した上で、企業からの資金提供額（資料1参照）を目標として策定するものとする。

また、一定金額規模以上の「橋渡し」研究を企業と実施した案件については、正確な事実を把握し、PDCAサイクルの推進を図るため、その後の事業化の状況（件数等）の把握を行うものとする。

（注1）「科学技術イノベーション総合戦略2014～未来創造に向けたイノベーションの懸け橋～」（平成26年6月24日閣議決定）において、「革新的な技術シーズを事業化に向けて磨き上げていく機能」とされている。

（注2）研究の後期段階における受託研究等企業からの資金受入れを基本とすることとされている。

## 2 創造的業務に関する重点分野の明確化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」と位置付けるものとされており、本法人が対象候補として議論されてきている。

しかしながら、本法人は、現中期目標において、「世界トップに立つ研究機関を目指し、論文数の拡大を推進するとともに、その論文の被引用数に基づく世界ランキングの向上を実現する。」とされているが、論文数は毎年度減少しており、ランキングについても平成25年度には大きく低下（資料2参照）している状況にある。

したがって、本法人が、引き続き、世界トップレベルに立つ研究機関を目指すためには、従来から行っている研究について、世界トップレベルの成果を生み出したかの観点から分析・検証した上で、世界トップレベルを担う研究分野を特化し、「独立行政法人の目標策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえ、世界トップレベルの成果創出に向けた客観的目標を策定するものとする。

## 第2 業務実施体制の見直し

### 1 組織体制の再構築

#### (1) 研究推進体制の見直し

本法人は、従来の「橋渡し」に取り組むため、研究推進体制について、6つの研究分野ごとに研究部門、研究センターにおいて、本格研究に取り組んでいるが、次期中長期目標期間においては、新たな「橋渡し」機能の強化に取り組むこととしている。

しかしながら、「特定国立研究開発法人（仮称）」で期待される「世界トップレベルに立つ研究機関」に関する研究、従来の「橋渡し」に基づく研究、新たな「橋渡し」につながる研究については、それぞれ研究段階、研究特性等が異なるケースもあると考えられる。

このため、経済産業大臣は本法人に対し、「特定国立研究開発法人（仮称）」を目指すための考え方と新たな「橋渡し」に資するための考え方を次期中長期目標で示した上で、本法人が重点を置いて取り組む研究分野を明確にした方針（以下「新たな方針」という。）を策定し、それに基づきそれぞれの研究に最適な体制を構築するものとする。

#### (2) イノベーション推進本部の見直し

本法人は、産学官連携や知財管理については、本部組織としてイノベーション推進本部を設置しているが、現行の組織体制は、従来の「橋渡し」に取り組むことを前提に構築されたものであり、必ずしも新たな「橋渡し」の機能強化という観点で設置されているものではない。

このため、新たな「橋渡し」の一貫で実施する産学官連携等については、産業界のニーズ把握と大学等の有する技術シーズの分析を行い、それらのマッチングにより課題解決方策の検討と研究推進組織に対して、研究計画の設計まで関与できる専門人材を強化することとする。

### 2 地域センター

地域センター（平成26年4月現在8か所）における研究内容については、地域の産業集積等を踏まえ、地域ごとに重点化が明確になされている。この分野において、地域内の大学や公的機関とも連携し、地域の産業振興に資することが求められる。

本法人が新たに取り組む「橋渡し」機能の強化に当たっては中小企業に役立つような

研究を手助けするという観点から、地域の中小企業に近い立場に立つ地域センターの果たす役割は重要である。

このため、本法人は、次期中長期目標期間の早期の段階で、地域センターごとに「橋渡し」機能の進捗状況の把握・評価を行った上で、「新たな方針」を踏まえ、「橋渡し」機能が発揮できない地域センターについては、他地域からの人材の異動と併せて地域の優れた技術シーズや人材を他機関から補強することにより研究内容の強化を図る。その上で、将来的に効果の発揮が期待されない研究部門等を縮小若しくは廃止するものとする。

### 3 博士人材育成及び人事交流の促進

#### (1) 産総研イノベーションスクール

日本では、博士号取得者の多くが大学や公的機関へ就職を希望しており、民間企業では、博士号取得者を積極的に採用する気運が少なく、民間企業へ就業する割合はアメリカ等に比べ低い状況となっている。

本法人は、平成20年度に開始した産総研イノベーションスクールにおいて、産業界との関連が強い独自の取組として、スクール生をOJTとして民間企業へ派遣し、その成果として修了生の76.6%が民間企業、大学や公的研究機関等に正規就業しており、特に、修了生の40.9%は民間企業へ就業している（資料3参照）。これは、一般的な博士課程修了後の民間企業への就職率を上回っている。

このため、次期中長期目標期間には、「新たな方針」を踏まえ、民間企業等への博士号取得者の人材供給という目標を明確にした上で実施するものとする。

#### (2) リサーチアシスタント

平成26年度より、リサーチアシスタントとして大学院生を契約職員として受入れ、社会ニーズの高い研究開発への参画を通じて、実社会での研究開発に必要とされる高度な研究実施能力や計画立案能力を涵養させる制度が創設されている。

このため、次期中長期目標期間には、「新たな方針」を踏まえ、産総研イノベーションスクールと同様、民間企業等への博士号取得者の人材供給という目標を明確にした上で実施するものとする。

### (3) クロスアポイントメント制度

産学官の人材・技術の流動性を高め、本法人と大学間等の技術シーズを円滑に橋渡しすることが重要である。

このため、「日本再興戦略」を踏まえ、本法人と大学等との間でのクロスアポイントメント制度（本法人と大学等のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）を導入するものとする。

## 第3 福島再生可能エネルギー研究所

福島再生可能エネルギー研究所は、「世界に開かれた再生可能エネルギーの研究開発の推進」と「新しい産業の集積を通じた復興への貢献」のために、政府の「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）（資料4参照）及び「福島復興再生基本方針」（平成24年7月13日閣議決定）（資料5参照）を踏まえ、平成26年4月に福島県に開所している。

本研究所では、世界に開かれた再生可能エネルギーの研究開発の推進が求められることから、「新たな方針」を踏まえ、次期中長期目標期間中の早期に研究所の役割を明確にした上で、進むべき方向と研究資源の集約等に関する具体的な工程表を明らかにするものとする。

## 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、法人の業務の特性や類型を踏まえた目標を策定するものとする。
- 2 特に「平成25年度決算検査報告」（平成26年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

## 参 考 資 料

### 資料1

受託収入（民間企業受託）とその他の自己収入（資金提供型共同研究）の合計額

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
額（億円）	36.0	45.1	44.3	43.1

出典：財務諸表等解説

注：企業からの資金提供額には、上記以外にも知的財産権収入等がある。

### 資料2

論文の被引用数の世界ランキング

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
順位（総合）	146	150	184

出典：トムソンロイター「論文の引用動向からみる日本の研究機関ランキング」

注：平成25年度は、高被引用論文数によるランキングである。

### 資料3

産総研イノベーションスクール（1～7期）修了生の就業状況

	正 規 就 業							ポスドク、未定等
	民 間 企 業			民 間 企 業 以 外				
	OJT先	OJT先以外	起業	大学等	産総研	公的 研究機関	その他 正規	
割合	20.9%	18.7%	1.3%	20.9%	8.9%	4.3%	1.7%	23.4%

就業状況は、平成26年4月1日時点

**資料4** 東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部）（抜粋）

## 6 原子力災害からの復興

### (2) 復興対策

#### ②再生可能エネルギーの拠点整備

(i) 再生可能エネルギーに関わる開かれた世界最先端の研究拠点の福島県における整備、再生可能エネルギー関連の産業集積を促進する。

### (3) 政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進

(i) 復旧・復興を進めていく観点から、政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等を促進する。

## **資料5**

福島復興再生基本方針（平成 24 年 7 月 13 日）（抜粋）

### 第3部 福島全域の復興及び再生

第6 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

#### 2 新たな産業の創出等のための施策

##### (2) 研究開発の推進等のための施策

再生可能エネルギーに関しては、再生可能エネルギーの研究開発、実証等を通じて産業創造に取り組み、福島の再生可能エネルギー産業拠点化を目指す。具体的には、独立行政法人産業技術総合研究所を中心とする産学官の連携により、技術開発から実証までを行う研究開発拠点の整備や、地域に存在するバイオマスなど再生可能資源の効果的活用のための技術開発、浮体式洋上風力発電の早期事業化と福島発の洋上発電技術の国際標準を先導するような研究開発、試験活動の強化・機能の集積により、関連産業の創出を図る。また、これらの成果を活かしつつ、スマートコミュニティの実証事業等、先端的太陽光発電事業のモデル実証研究、先端的太陽電池の基礎から早期実用化までの一貫した研究開発等などの展開、被災地向けの再生可能エネルギー発電事業への助成制度などを通じて、産業創造の促進に取り組む。さらには、エネルギーパークの設定等再生可能エネルギーを目で見て触れて理解で

きる機会の拡大を通じ、市民共生型の再生可能エネルギー市場の構築を目指す。

# 法人の概要

# 独立行政法人産業技術総合研究所

所管	経済産業省	主管課	産業技術環境局技術振興・大学連携推進課産業技術総合研究所室					中期目標期間	平成22年4月1日～27年3月31日(5年間) ※平成27年4月より国立研究開発法人					
沿革	通商産業省工業技術院（15研究所） 計量教習所							平成13.4.1 独立行政法人産業技術総合研究所 ※平成17年4月 非公務員化						
組織体制	東京本部：〒100-8921 東京都千代田区霞が関 1-3-1 つくば本部：〒305-8568 茨城県つくば市梅園 1-1-1 中央第2つくば本部・情報技術共同研究棟 地域センター等 北海道センター（北海道札幌市豊平区）：バイオものづくり技術 東北センター（宮城県仙台市宮城野区）：低環境負荷化学プロセス技術 臨海副都心センター（東京都江東区）：バイオ・IT融合技術 中部センター（愛知県名古屋守山区）：先進材料プロセス技術 関西センター（大阪府池田市）：ユビキタスエネルギー技術、医工連携技術、組込み情報技術 中国センター（広島県東広島市）：バイオマスリファイナリー技術 四国センター（香川県高松市）：健康工学技術 九州センター（佐賀県鳥栖市）：生産計測技術 福島再生可能エネルギー研究所（福島県郡山市）：再生可能エネルギー技術													
役員員数	○役員数（平成25年4月1日現在）：理事長1（常勤）、副理事長1（常勤）、理事10（常勤9、非常勤1）、監事2（常勤） ○職員数（平成25年4月1日現在）：研究職員2,281名（うちパーマナント2,010名）、事務職員657名 ○組織ごとの職員数（常勤職員／契約職員（ポスドク））													
	組織名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度						
	東京本部	139/ 80(10)	144/ 64(8)	136/ 54(7)	79/ 15(2)	52/ 4(0)	55/ 3(0)	57/ 2(0)						
	北海道	74/ 60(5)	68/ 62(4)	70/ 63(7)	65/ 67(5)	66/ 69(4)	63/ 76(5)	58/ 74(9)						
	東北	45/ 52(7)	43/ 57(4)	41/ 52(2)	43/ 54(3)	45/ 49(3)	43/ 43(1)	42/ 47(1)						
	つくば	2,277/1,903(289)	2,229/2,001(303)	2,277/1,969(256)	2,309/2,070(222)	2,266/2,009(200)	2,276/2,047(187)	2,261/2,002(173)						
	臨海副都心	81/ 117(21)	87/ 139(27)	83/ 129(23)	84/ 137(26)	77/ 111(16)	78/ 106(18)	75/ 92(10)						
	中部	157/ 102(11)	151/ 114(15)	152/ 96(8)	148/ 94(6)	144/ 88(5)	141/ 89(7)	137/ 94(9)						
	関西	200/ 206(27)	192/ 235(41)	178/ 208(21)	174/ 208(25)	177/ 194(27)	171/ 192(25)	158/ 173(13)						
	中国	38/ 54(9)	34/ 65(13)	33/ 58(9)	34/ 59(10)	38/ 51(11)	34/ 53(10)	28/ 56(10)						
	四国	36/ 39(4)	35/ 41(4)	35/ 31(3)	33/ 35(5)	33/ 36(4)	32/ 37(3)	36/ 30(2)						
	九州	56/ 111(17)	55/ 122(16)	50/ 112(13)	51/ 112(14)	51/ 90(4)	45/ 62(3)	42/ 63(3)						
福島							35/ 33(2)							
合計	3,103/2,724(400)	3,038/2,900(435)	3,055/2,772(349)	3,020/2,851(318)	2,949/2,701(274)	2,938/2,708(259)	2,929/2,666(232)							
法人の目的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。													
業務の範囲	1 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。 2 地質の調査を行うこと。 3 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。 4 前三号の業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。 5 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。 6 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三条の二の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。 7 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。													
H21～24年度に おける決算額 (H26年度は 予算額)	【収入】	H21	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H21	H22	H23	H24	H25	H26 予算
	運営費交付金 施設整備費補助金 受託収入 うち国からの受託収入 その他からの受託収入 その他収入 目的積立金取崩額 合計	66,555 17,963 21,547 7,971 13,576 8,281 54 114,400	61,407 8,718 16,434 5,807 10,627 10,427 - 96,985	69,988 7,723 14,792 4,856 9,936 10,097 - 102,599	57,828 9,658 12,450 5,271 7,179 10,437 - 90,373	59,113 11,383 13,186 6,764 6,422 10,354 - 94,036	62,441 0 7,863 25 7,838 6,927 - 77,231	業務経費 鉱工業科学技術研究 地質関係経費 計量関係経費 技術指導及び成果の普及 東日本大震災復興業務経費 施設整備費 受託経費 特許生物寄託業務 原子力関係経費受託 地球環境保全等試験研究 その他受託 間接経費 合計	67,504 48,888 5,067 6,918 6,631 19,285 18,582 158 185 240 17,999 11,597 116,967	58,538 43,251 4,440 5,782 5,064 9,537 15,552 124 93 162 15,173 8,134 96,761	61,089 44,617 4,181 6,429 5,861 7,579 14,001 91 41 120 13,749 7,092 89,760	62,415 45,715 5,479 6,082 5,140 8,710 12,253 - - 188 12,066 7,894 91,272	70,358 48,515 5,548 6,808 9,031 456 11,585 12,069 - - 20 12,049 8,440 102,452	58,765 41,796 4,371 7,221 3,769 1,608 0 6,772 - - 25 6,747 11,694 77,231
(単位：百万円)														



## 独立行政法人日本貿易振興機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 目標設定及び適切な評価の在り方

##### (1) 法人全体の目標設定

本法人では、中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援に関する評価を、商談会での商談件数等の指標に基づき実施しているが、商談件数については、海外展開の達成状況を評価する指標としては、不十分である。

このため、次期中期目標では、「「日本再興戦略」改訂2014「未来への挑戦」（平成26年6月24日閣議決定）」（資料1参照）において取り組むものとされている役割と政府目標を踏まえ、新たに海外展開を達成した社数、誘致に成功した企業数や対日投資残高増への貢献、及び農林水産物・食品の輸出に係る成約額など業務実績を適切に評価するアウトカムと関連させた目標を策定するものとする。

##### (2) 事務所単位での評価

本法人は、国内外のネットワークに強みを有する法人であり、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、事務所単位での業務の量及び質の向上に向けた評価が求められる。

このため、次期中期目標期間では、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、事務所単位での評価を実施するものとする。また、利用者アンケートを活用するなどにより、事務所単位でのサービスの質の向上に努めるものとする。

#### 2 人材活用

中小企業の海外展開支援における企業OB等の人材活用について、社会経済情勢の

変化に的確に対応した人材を確保の上、実施するものとする。

### 3 アジア経済研究所

アジア経済研究所は、アジア等開発途上国・地域の貿易の拡大と経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総合的な調査研究を行う国の研究機関として、我が国の通商政策・経済協力政策の基盤となる研究を実施している。しかし、現行の中期目標においては、アジア経済研究所の役割が十分に記載されていない。

このため、次期中期目標においては、本法人におけるアジア経済研究所が果たすべき役割を明確にした上で、「独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）」等における国立研究開発法人の準用規定に基づき、適切な評価軸を検討・設定し、海外事務所、民間企業等の法人内外から研究ニーズを組織的にくみ上げ、研究成果の最大化に向けた目標を策定するものとする。

## 第2 業務実施体制の見直し

### 1 国内事務所

本法人は、次期中期目標期間では、「業務における優先順位を明確化し、経営資源を最適配分する」としているものの、国の独立行政法人として、経営資源に限りがあることを踏まえ、どのように国内事務所を配置すべきかについて、明確な考え方を示していない。さらに、費用と便益を比較しての検討が必ずしも十分でないことから、以下の取組を行うものとする。

#### (1) 開設の考え方

本法人は、地方自治体の強い要請を受け、地方自治体が応分の負担を行った上で、事務所を設置し、現在、38都道府県、40か所に事務所を設け、主として中小企業の海外展開支援業務を実施している。このうち、4事務所（山梨、浜松、佐賀及び茨城）については、現行の中期目標期間中に開設されたものであり、今年度内には京都、次年度始めには、栃木への開設も予定されている。しかし、事務所開設の判断に当たっては、当該地域において新たに中小企業の海外展開ニーズの発掘が見込めることを確認しているものの、事務所運営にかかる費用と便益について、必ずしも十分に検討されていない。

このため、現行の中期目標期間中の最先発の山梨事務所については、今年度末

をもって開設から2年を経過することから、開設前に見込んでいた地域のニーズとの相違、及び費用と便益について速やかに検証するものとする。また、今後の事務所開設については、地域における中小企業社数、海外展開や輸出の現状等の把握、中小企業の海外展開の可能性の分析など定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で費用と便益を適切に比較して判断するとともに、これらの視点を踏まえた開設の考え方について、必要な見直しを進めるものとする。

その他の3事務所及び今後開設予定の事務所についても、次期中期目標期間中に開設から一定期間を経過することを踏まえ、事務所の開設の効果について同様に検証するものとする。

なお、検証に当たっては、管轄地域において支援を行った企業が海外展開した数の伸びや輸出額の増減など、事務所開設前に当該地域を管轄していた事務所又は大阪本部の業績に与えた影響の観点を踏まえて実施するものとする。

## (2) 配置の考え方及び見直し

次期中期目標期間においては、引き続き、我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性、自治体の負担、事務所設置による効果などを検討し、国内事務所設置から生じる費用と便益を考慮し、国内事務所の配置について、本法人としての考え方を整理した上で、必要な見直しを進めるものとする。

## 2 海外事務所

### (1) 将来ニーズを踏まえた配置

本法人は、海外57か国、76か所に海外事務所を設け、中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援、対日投資促進及び海外ビジネス情報等の提供業務を実施している。海外事務所については、現行の中期目標期間においても巡回事務所化などの見直しを行ってきた。しかし、主要国の貿易投資振興機関と比較して、今後成長が期待される中東・アフリカ地域の比率が低いなどの傾向（資料2参照）がある。さらに、職員の配置についても、海外展開支援に関する民間サービスが充実している北米地域においては、一事務所当たりの職員数が多くなっており、必ずしも将来ニーズに対応した事務所及び職員の配置となっていない。

このため、次期中期目標期間においても、事務所単位での評価及び民間サービスの状況等も踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い新興国への事務所及び職員の配置を進めるものとする。その際、配置の妥当性について、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で、検証するものとする。

## (2) 在外日系企業の進出段階に応じたきめ細かな支援

海外進出した日系企業の支援については、現地でのビジネスの安定及び拡大、場合によっては撤退など、在外日系企業の置かれた状況に応じて多様な支援ニーズがあることから、海外事務所が提供するサービスの質の更なる向上を図る必要がある。

このため、次期中期目標期間においては、在外日系企業の進出段階に応じた支援ニーズを積極的に把握し、それぞれのニーズに応じた支援方策について検討を行った上で、継続的に支援を実施するものとする。

## 3 神戸における対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の見直し

本法人は、日本でのビジネスを検討している外国企業に対する拠点設立支援のため、原則として一定期間無償で貸与するオフィスとして、国内6か所でIBSC（資料3参照）を運営している。このうち、地方自治体の要望を受けて設置したIBSC神戸は、地方自治体等が同種の事業を実施しており、また、入居率が低く、年に数社程度の入居となっている。

このため、IBSC神戸については、廃止を念頭に、地方自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討するものとする。

### 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、目標を策定するものとする。

- 2 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

# 参 考 資 料

## 資料1

- ・「「日本再興戦略」改訂2014 - 未来への挑戦 - (平成26年6月24日閣議決定)」 (抜粋)

### 第二 3つのアクションプラン

#### 一. 日本産業再興プラン

##### 6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

###### (3) 新たに講ずべき具体的施策

###### ②地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

- ・中堅企業等の海外展開の促進に向けて、日本企業の海外事業拠点における販路開拓等のパッケージ支援をJETRO等関係機関を活用しつつ行う。

#### 二. 戦略市場創造プラン

##### テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

###### (3) 新たに講ずべき具体的施策

###### iii) 輸出の促進等

###### ②ジャパン・ブランドの推進

現在、都道府県ごとに行っている輸出振興を、ジャパン・ブランドの下に結集し、ブランドを確立する。このため、品目別に輸出促進の司令塔・マーケティングを行う団体を育成・支援することとし、来年度から、順次、牛肉、茶、水産物等の分野において品目別輸出団体の設立を推進する。また、本年6月に創設する「輸出戦略実行委員会」がオールジャパンの輸出戦略の全体の司令塔として輸出促進に取り組む。

日本食材の輸出促進・食品企業の海外展開を図るため、ジャパン・ブランドの統一やクールジャパン機構等による日本食の海外展開支援と併せ、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、戦略的に真の日本食など日本食文化を広めるための司令塔として、官民合同のコンソーシアムを創設し、郷土食や地域食材を含む日本食文化の魅力発信等による日本食のブランド化や、輸出促進・海外展開のための環境整備、日本食文化を普及する料理人等の人材育成・日本食の海外出店支援等を推進していく。また、上記取組の推進に当たっては、JETROによる国際展開支援や輸出振興に関する知見等を活用し、連携

して取り組む。

### 三. 国際展開戦略

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

##### ①対内直接投資残高倍増の推進体制強化

2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増するという意欲的な目標を達成するためには、外国企業のニーズを踏まえた我が国の投資環境の改善に必要な体制構築を含む政府の推進体制の整備が不可欠であり、「対日直接投資推進会議」を司令塔として、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現に政府横断で取り組む。

在外公館・JETROが連携して、外国企業経営者への働きかけや広報・情報発信など海外現地における誘致案件創出活動を強化するとともに、個別案件の推進では、関係府省庁と連携したJETROのワンストップ支援機能の強化や、我が国中堅・中小企業と外国企業との投資提携機会の創出等に取り組む。また、JETROと連携しつつ外国企業の誘致に積極的な地方自治体の取組を全面的に支援する。さらに、総理・閣僚によるトップセールスを先進的な地方自治体とも連携しつつ、戦略的に実施する（年10件以上）。

「対日直接投資推進会議」では、進捗管理を通じてこれらの発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見を直接吸い上げ、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、国家戦略特区諮問会議等と連携し、投資環境の改善に資する規制制度改革や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現を図っていく。あわせて、対内直接投資促進のための情報基盤整備として、我が国の法令外国語訳を促進する。

##### ③新興国戦略の深化

日本企業の海外ビジネスを支える制度的基盤を整備するため、中国・ASEAN地域を中心に法制度整備支援を一層推進するとともに、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）等を活用しつつ、国際標準を各国の規制に紐づける「Standards×Regulations戦略」を推進する。あわせて、制度整備とのパッケージ化により波及効果が期待できる医療・流通・食等の分野別戦略を強化する。アフリカでは、広域市場創設につながる地域経済共同体の取組を促す。

また、こうした取組をオールジャパンで推進し、新興国市場を獲得していくため、JETROの機能強化を図りながら、「海外展開一貫支援ファストパス制度」の拡充など海外展開支援機関の連携を強化することにより現地情報の収集やパートナー探し、法務・労務・知財など

現地での課題対応を一層強力に支援し、元日本留学生・元HIDA研修生など親日派の海外人材とのネットワークの構築・強化により共創活動を促進する。

なお、海外に進出する日本企業が直面する様々な法的問題を政府として支援するため、国際的に活躍できる有能な法曹の育成を含めて、機能を強化する。

## 資料2

・主要国貿易投資振興機関の海外事務所の地域別配置数及び地域別配置割合（構成比）

（単位：事務所、％）

	北米	中南米	欧州 CIS	アジア	中東・ アフリ カ	大洋州	合計
日本 ＜日本貿易振興機構＞	8 (10.8)	9 (12.2)	20 (27.0)	25 (33.8)	10 (13.5)	2 (2.7)	74 (100)
韓国 ＜大韓貿易投資振興公社＞	10 (8.2)	14 (11.5)	30 (24.6)	40 (32.8)	25 (20.5)	3 (2.5)	122 (100)
フランス ＜フランス企業振興機構＞	7 (8.8)	7 (8.8)	27 (33.8)	22 (27.5)	16 (20.0)	1 (1.3)	80 (100)
イタリア ＜イタリア貿易振興機構＞	5 (7.8)	6 (9.4)	20 (31.3)	14 (21.9)	18 (28.1)	1 (1.6)	64 (100)

（注1）平成26年9月1日現在の配置数であり、経済産業省から提出のあった資料により作成。

（注2）上段は各地域別の事務所数、下段は地域別の割合である。

資料3

・各 IBSC の規模と所有形態

	部屋数	所有形態	備考
東京	23	自己所有	23 年度に部屋数を削減(32⇒23 部屋)
横浜	3	その他	23 年度に部屋数を削減(4⇒3 部屋)
名古屋	2	賃貸	25 年度に部屋数を削減(4⇒2 部屋)
大阪	3	賃貸	25 年度に部屋数を削減(5⇒3 部屋)
神戸	3	賃貸	
福岡	2	自己所有	26 年度中に部屋の常設は廃止する予定

(注1) 経済産業省から提出のあった資料により作成。

(注2) 横浜については、地方自治体より施設の提供を受けている。

・各 IBSC の入居社数と誘致成功件数

	23 年度		24 年度		25 年度	
	入居社数	誘致成功 件数	入居社数	誘致成功 件数	入居社数	誘致成功 件数
東京	78	17	88	23	83	18
横浜	2	0	5	2	7	2
名古屋	7	1	7	2	4	2
大阪	11	5	12	5	9	2
神戸	2	2	2	1	1	0
福岡	2	0	1	0	2	1

(注1) 経済産業省から提出のあった資料により作成。

(注2) 入居期間は、原則として100 営業日（ただし、東京は75 営業日）までとされている。

- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成 22 年 11 月 26 日付け政委第 30 号）〈抜粋〉

第 1 事務及び事業の見直し

2 対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の在り方

日本貿易振興機構では、全国 6 か所に IBSC を設置し、海外から日本への進出を目指す事業者に対し、一定期間、オフィスを無償（IBSC 東京については、50 営業日を超える場合につき使用料を徴収）で貸与しているが、全体の利用実績の大半（77.1 パーセント）が IBSC 東京におけるものとなっている。

また、IBSC 間において、誘致成功率については 41.6 パーセントから 100 パーセントまでの差異が、利用率についても 17 パーセントから 68 パーセントまでの差異がそれぞれみられ、さらに、東京と横浜、大阪と神戸のように近接して設置されているものもみられる。

このため、各 IBSC については、その規模について見直しを行い、効率化を図った上で、入居率が改善しないものは廃止するものとする。

また、存続させる場合においても、受益者負担の適正化の観点から、使用料を徴収することの是非について、地方公共団体も含め検討するものとする。

- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構 第三期中期目標（平成 23 年 3 月経済産業省）〈抜粋〉

2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

○ 対日投資促進

日本経済を活性化するため、対日投資を促進する。海外からのビジネス拠点や高付加価値機能の呼び込みを中心に、雇用維持・創出効果、アジア拠点化への貢献、内需拡大等の面で経済波及効果が高い案件に重点化するなど、より効果的な事業実施を図る。

また、対日投資ビジネスサポートセンターについては、自治体との連携強化による情報提供内容の充実等、ワンストップサービス機能のさらなる向上と利用促進を図りつつ、受益者負担の可能性を検討するとともに規模の見直しを行い効率化を図った上で、入居率が改善しないものは廃止する。

- ・ IBSC の入居率の推移

(単位：%)

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
東京	53	56	67	67	68	77	70
横浜	67	44	58	31	20	72	67
名古屋	68	30	47	67	48	46	41
大阪	68	33	61	51	52	57	37
神戸	44	49	58	33	25	19	8
福岡	47	24	17	46	25	13	8

(注 1) 経済産業省から提出のあった資料により作成。

(注 2) 規模の見直しについて、東京及び横浜は 23 年度に、名古屋及び大阪は 25 年度に実施。

# 法人の概要

# 独立行政法人日本貿易振興機構

所管	経済産業省	主管課	通商政策局通商政策課					中期目標期間	平成23年4月1日～27年3月31日（4年間）				
沿革	昭33.7（特）日本貿易振興会（←昭29（財）海外貿易振興会←昭26（財）海外市場調査会）＋ 昭35.7（特）アジア経済研究所（←昭33（財）アジア経済研究所） → 平10.7（特）日本貿易振興会 → 平15.10（独）日本貿易振興機構												
組織体制	本部所在地：東京都港区 地方支所：大阪本部、アジア経済研究所、国内事務所40か所（1支所あり）、海外事務所76か所（57か国）												
役員数	役員数：理事長（1）、副理事長（1）、理事（常勤6）、監事（常勤1、非常勤1）（H26.4.1現在） 常勤職員数：1,601人 非常勤職員数：257人（H26.4.1現在）												
法人の目的	我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与すること。												
業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。</li> <li>② 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。</li> <li>③ 貿易取引のあっせんを行うこと。</li> <li>④ 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。</li> <li>⑤ 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。</li> <li>⑥ アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。</li> <li>⑦ アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。</li> <li>⑧ ⑥、⑦に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。</li> <li>⑨ ⑥～⑧に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。</li> <li>⑩ ①～⑨の業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ul>												
H22～26年度における決算額（H26は予算額）  （単位：億円）	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	
	・運営費交付金	228.4	227.2	257.7	228.4	218.6	・業務経費	298.8	251.3	252.6	287.5	277.7	
	・国庫補助金	21.9	28.8	29.7	29.5	30.9	・受託経費	39.1	17.6	15.5	12.5	45.2	
	・受託収入	42.3	18.6	17.1	13.8	48.0	・一般管理費	18.0	17.8	15.4	16.8	16.1	
	・業務収入	69.8	28.7	30.4	29.0	40.7							
	・その他の収入	3.8	2.7	1.3	1.2	0.8							
	合計	366.4	306.2	336.4	302.1	339.2	合計	356.1	286.8	283.5	316.9	339.2	

